

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

### 2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- ①時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（定額法）
  - ②残存価格はゼロとし備忘価格（1円）まで償却（H19年度以前残存価格10%）
  - ③ソフトウェア等の無形固定資産の備忘価格はゼロとし、定額法による。
- (2) 引当金の計上基準
- ①賞与引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ②退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

### 4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。

### 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）  
当法人は、社会福祉事業のみ実施しているため省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）  
当法人は、1拠点のため省略している。
- (4) さしだ希望の里拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (5) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑩）
- (6) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (7) 拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア さしだ希望の里拠点区分（社会福祉事業）
    - 「法人本部」
    - 「施設入所支援」
    - 「生活介護」
    - 「短期入所」
    - 「特定相談支援」
    - 「なんぷう館」

### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	65,959,462	0	0	65,959,462
建物	191,540,218	0	12,983,595	178,556,623
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	258,499,680	0	12,983,595	245,516,085

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 8. 担保に供している資産

担保に供されている債務の種類および金額は以下のとおりである。

土地（基本財産）	15,667,389円（予定）
建物（基本財産）	210,257,900円（予定）
計	225,925,289円（予定）

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	100,000,000円
計	100,000,000円

## 9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	457,421,453	278,864,830	178,556,623
建物	5,122,975	5,122,972	3
構築物	29,533,608	19,899,120	9,634,488
機械及び装置	3,315,330	2,677,371	637,959
車輛運搬具	21,432,626	14,574,427	6,858,199
器具及び備品	29,914,107	24,851,552	5,062,555
建設仮勘定	227,728,389	0	227,728,389
合計	774,468,488	345,990,272	428,478,216

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし。

## 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

## 12. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

## 13. 重要な偶発債務

該当なし。

## 14. 重要な後発事象

該当なし。

## 15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし。

16. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・ 人件費積立金及び人件費積立資産の増加	5,000,000円
・ 施設整備積立金及び施設整備積立資産の減少	93,000,000円
・ 国庫補助金等の対象となった固定資産の減価償却相当額の 国庫補助金等特別積立金の取崩	7,065,365円